

## 平成29年度行政事業レビューシート( 厚生労働省 )

事業名	休業補償特別援護経費			担当部局庁	労働基準局		作成責任者			
事業開始年度	昭和57年度	事業終了(予定)年度	終了予定なし	担当課室	補償課		荻原 俊輔			
会計区分	労働保険特別会計労災勘定									
根拠法令 (具体的な 条項も記載)	労働者災害補償保険法第29条第1項第2号			関係する計画、 通知等	休業補償特別援護金支給要綱					
主要政策・施策	-			主要経費	社会保障					
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	わが国が批准したILO第121号条約上の義務として、法律に定める保険給付の補完を目的として実施している。 遅発性疾病に罹患し、業務上の疾病と認定された労働者のうち、やむを得ない事由で事業主から労働基準法第76条に定める休業待期3日間の休業補償を受けられない者に対し休業補償3日分相当額を支給し、もって被災労働者の援護を図る。									
事業概要 (5行程度以内。 別添可)	休業補償給付は労働者が業務上の事由による負傷又は疾病による療養のため、労働することができないために賃金を受けない日の第4日目から支給される。第3日目までの3日間については使用者は労働基準法第76条に定める休業補償を行わなければならないが、事業場の廃止等によりこの休業待期3日間の休業補償を受けることができない労働者に対し、休業補償3日分に相当する額を支給する。									
実施方法	直接実施									
予算額・ 執行額 (単位:百万円)		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度要求				
	当初予算	2	2	1	1	2				
	補正予算	-	-	-	-					
	前年度から繰越し	-	-	-	-					
	翌年度へ繰越し	-	-	-	-					
	予備費等	-	-	-	-					
	計	2	2	1	1	2				
	執行額	1	1	2						
執行率(%)	92%	87%	104%							
当初予算+補正予算に対する執行額の割合(%)	92%	87%	104%							
平成29・30年度 予算内訳 (単位:百万円)	歳出予算目	29年度当初予算	30年度要求	主な増減理由						
	労災援護給付金	1	2	給付見込みの増による増						
	計	1	2							
成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標	/	単位	26年度	27年度	28年度	中間目標 - 年度 29	目標最終年度 年度	
	申請から決定までに要する 期間を1か月以内とし、その 期間内に決定したものの割 合を80%とする。	申請から決定までに要する 期間を1か月以内とし、その 期間内に決定したものの割 合を80%とする。	成果実績	%	97	96.1	91.6	-	-	
		目標値	%	80	80	80	-	80		
		達成度	%	121.3	120.1	114.5	-	-		
根拠として用いた 統計・データ名 (出典)	社会復帰促進等事業処理状況調べ									
	活動指標			/	単位	26年度	27年度	28年度	29年度 活動見込	30年度 活動見込
活動指標及び 活動実績 (アウトプット)	申請のあったものについて、迅速・適正に処理する。			活動実績	件	69	76	77	-	-
	当初見込み	件	64	78	69	76	77			
単位当たり コスト	算出根拠			/	単位	26年度	27年度	28年度	29年度活動見込	
	本経費は被災労働者の申請に基づき給付を行うもので あり、単位あたりコストの算出はなじまない。	単位当たり コスト	-	-	-	-	-	-	-	
	計算式	-	-	-	-	-	-	-		
政策評価、 測定指標	政策	労働災害に被災した労働者等に対し必要な保険給付を行うとともに、その社会復帰の促進等を図ること								
	施策	被災労働者等の社会復帰促進・援護等を図ること(Ⅲ-3-2)								
	定量的指標	/	単位	26年度	27年度	28年度	中間目標 - 年度 29	目標年度 年度		
	労災保険の社会復帰促進等事業のうち成果目標を達成した事業の割合(目標達成事業/全事業)	実績値	%	82.6	80.7	82.6 (見込)	-	-		
目標値	%	87.8	85	85	-	85				

経済・財政再生アクション・プログラムとの関係	本事業の成果と上位施策・測定指標との関係																
	本事業の政策評価上の個別目標は、「申請から決定までに要する期間を1ヶ月以内とし、その期間内に決定した割合を80%以上とする」であり、各年度ともに、事業目標を達成しており測定指標に寄与している。																
改革項目 (第一階層) アクション・財政再生プログラムとの関係	分野:	-	-														
	(第一階層) KPI 経済・財政再生プログラム	KPI (第一階層)			/	単位	計画開始時 - 年度	28年度	29年度	中間目標 - 年度							
		-			成果実績	-	-	-	-	-							
					目標値	-	-	-	-	-							
	(第二階層) KPI 経済・財政再生プログラム	KPI (第二階層)			/	単位	計画開始時 - 年度	28年度	29年度	中間目標 - 年度							
		-			成果実績	-	-	-	-	-							
					目標値	-	-	-	-	-							
					達成度	%	-	-	-	-							
本事業の成果と改革項目・KPIとの関係																	
-																	
事業所管部局による点検・改善																	
国費投入の必要性	項目				評価		評価に関する説明										
	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。				<input type="radio"/>		本事業は、遅発性疾病に罹患し業務上の疾病と認定された労働者のうち、やむを得ない事由で事業主から労働基準法第76条に定める休業待期3日間の休業補償を受けられない者に対し休業補償3日分相当額を支給することにより、被災労働者の援護を図るものであり、国民や社会のニーズを的確に反映している事業である。										
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。				<input type="radio"/>		本事業を含む社会復帰促進等事業は、労災保険給付を補完するものとして一体を成すものであり、国が実施すべき事業である。										
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。				<input type="radio"/>		やむを得ない事由で事業主から労働基準法第76条に定める休業待期3日間の休業補償を受けられない者に対し休業補償3日分相当額を支給することにより、被災労働者の援護を図るものであるため、優先度が極めて高い事業である。										
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。				<input type="radio"/>		-										
	一般競争契約、指名競争契約又は随意契約(企画競争)による支出のうち、一者応札又は一者応募となったものはないか。				<input type="radio"/>												
	競争性のない随意契約となったものはないか。				<input type="radio"/>												
	受益者との負担関係は妥当であるか。				<input type="radio"/>		本事業は、業務上の疾病と認定された労働者のうち、やむを得ない事由で事業主から労働基準法第76条に定める休業待期3日間の休業補償を受けられない者に対し休業補償3日分相当額を支給するものであり、事業主から徴収した労災保険料から経費を支出することは妥当である。										
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。				<input type="radio"/>		-										
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。				<input type="radio"/>												
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。				<input type="radio"/>												
事業の有効性	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)				<input type="radio"/>		-										
	繰越額が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)				<input type="radio"/>												
	その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか。				<input type="radio"/>												
	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか。				<input type="radio"/>		成果目標に見合った成果実績となっている。										
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。				<input type="radio"/>		-										
関連事業	活動実績は見込みに見合ったものであるか。				<input type="radio"/>												
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。				<input type="radio"/>												
	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)				<input type="radio"/>		-										
	所管府省名	事業番号	事業名			<input type="radio"/>											
		-	-			<input type="radio"/>											

点検・改善結果	点検結果	本経費は、被災労働者の援護のために必要な経費であり、その費用は公定されているため、所要額を確保する必要がある。平成28年度は、成果実績・活動実績ともに見込みを上回っており、計画通り事業を実施できている。				
	改善の方向性	今後とも、既支給対象者、支給状況等を勘案し、適切な予算要求を行うこととともに、適切な事業実施をすることとする。				
<b>外部有識者の所見</b>						
点検対象外						
<b>行政事業レビュー推進チームの所見</b>						
現状通り		点検結果は妥当であり、執行率も良好であることから、引き続き必要な予算額を確保し、適正な執行に努めること。				
<b>所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況</b>						
現状通り	—					
<b>備考</b>						
<b>関連する過去のレビューシートの事業番号</b>						
平成22年度	660-18	平成23年度	994	平成24年度	837	
平成25年度	432	平成26年度	442	平成27年度	454	
平成28年度	452					
<p>※平成28年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。</p> <pre> graph TD     A["厚生労働省 1.5百万円 (平成28年度執行額)"] -- "制度設計及び運用" --&gt; B["A. 都道府県労働局 1.5百万円"]     B -- "休業補償特別援護金の請求に 係る審査、支払" --&gt; C["B. 被災労働者 1.5百万円"]     C -- "休業補償特別援護金の請求" --&gt; D     </pre> <p>資金の流れ (資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する) (単位：百万円)</p>						

費目・使途 〔「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途の双方で実情が	A.北海道労働局			B.被災労働者		
	費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
労災援護給付金	休業補償特別援護金の請求に係る審査、支払	1	労災援護給付金	休業補償特別援護金の請求に係る審査、支払	1.5	
計		1	計		1.5	

## 支出先上位10者リスト

A.

	支 出 先	法 人 番 号	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	契 約 方 式 等	入 札 者 数 (応募者数)	落 札 率	一 者 応 札・一 者 応 募 又 は 競 争 性 の な い 隨 意 契 約 と な つた 理 由 及 び 改 善 策 (支 出 額 10 億 円 以 上)
1	北海道労働局	-	休業補償特別援護金の請求に係る審査、支払	1	その他	-	-	-
2	熊本労働局	-	休業補償特別援護金の請求に係る審査、支払	0.2	その他	-	-	-
3	大阪労働局	-	休業補償特別援護金の請求に係る審査、支払	0.2	その他	-	-	-
4	徳島労働局	-	休業補償特別援護金の請求に係る審査、支払	0.1	その他	-	-	-
5	新潟労働局	-	休業補償特別援護金の請求に係る審査、支払	0	その他	-	-	-
6	和歌山労働局	-	休業補償特別援護金の請求に係る審査、支払	0	その他	-	-	-
7	山口労働局	-	休業補償特別援護金の請求に係る審査、支払	0	その他	-	-	-
8	愛知労働局	-	休業補償特別援護金の請求に係る審査、支払	0	その他	-	-	-
9	岩手労働局	-	休業補償特別援護金の請求に係る審査、支払	0	その他	-	-	-
10	岐阜労働局	-	休業補償特別援護金の請求に係る審査、支払	0	その他	-	-	-

B

	支 出 先	法 人 番 号	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	契 約 方 式 等	入 札 者 数 (応募者数)	落 札 率	一 者 応 札・一 者 応 募 又 は 競 争 性 の な い 随 意 契 約 と な つ た 理 由 及 び 改 善 策 (支 出 額 10 億 円 以 上)
1	被災労働者	-	休業補償特別援護金の請求	1.5	その他	-	-	-

## 国庫債務負担行為等による契約先上位10者リスト